

西日本支社入札監視委員会定例会議議事概要

- 1 開催日 令和元年10月1日(火)
- 2 場所 独立行政法人都市再生機構西日本支社 3階会議室
- 3 入札監視委員会
[委員長]
村上 久徳(弁護士)
[委員]
西尾 宇一郎(大学院教授)
竹林 幹雄(大学院教授)
佐野 潤一(大学名誉教授)
- 4 審議対象期間 平成31年4月1日～令和元年7月31日

5 抽出件数

入札方式			抽出件数
工 事	1	1者応札・1者応募の契約	1件(0件)
	2	落札率が高い(95%以上)契約	1件(0件)
	3	一定の関係を有するものとして情報公開対象 法人との契約	1件(0件)
	4	指名競争入札	1件(1件)
	5	入札方式に係らない抽出(随意契約含む。)	1件(1件)
業 務 等	6	1者応札・1者応募の契約	1件(1件)
	7	落札率が高い(95%以上)契約	1件(0件)
	8	一定の関係を有するものとして情報公開対象 法人との契約	1件(0件)
抽出件数(計)			8件(3件)

(注) 抽出件数の()書は、事務所(独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達95号)第2条第7号に定める「事務所」をいう。)の分任契約担当役の発注で内数である。

- 6 委員からの意見・質問、それに対する回答
個別抽出事案の審議内容は別紙のとおり。
- 7 委員会による意見の具申又は勧告の内容
別紙のとおり

以 上

別 紙

	意 見 ・ 質 問	回 答
1	<p>西日本支社庁舎宮繕工事</p> <p>当該工事は継続して行っているとのことだが、前回も同様の業者が落札したのか。</p> <p>競争参加資格条件が厳しいため、なかなか参加する業者がないのは理解できる。今回の落札業者が次回以降、参加できなくなることもありうる。今後が心配な案件である。</p>	<p>同じ業者である。</p>
2	<p>31－保津川団地植物管理工事</p> <p>技術評価点が 0 点の業者が結果的に落札しているが、当該業者が技術評価点の加算がないということを入札前に把握しているのか。</p>	<p>事前に通知しているので把握している。</p>
3	<p>31－鶴山台他18団地植物管理工事</p> <p>工事内容から見て予定価格が高すぎると思われるが、積算は問題ないのか。</p>	<p>機構が定めている全国一律の積算要領に基づき、積算している。また、草刈等の処分費が含まれており各行政の一般廃棄物処理業の単価を採用し積算をしている。</p>
4	<p>【URコミュニティ本社】01－高の原駅前団地外2団地住宅用火災報知器修繕工事</p> <p>入札参加者 3 者のうち、落札業者のみ金額が予定価格に比べ、かなり低いがこの価格で業者は対応できるのか。</p> <p>調査基準価格を下回っているが、低入札調査を行うにあたりどのような要件、基準でヒアリングを実施したのか。</p>	<p>落札業者が奈良県の小規模修繕工事を受注しており、この地区に精通しており企業努力でこの価格になったと思われる。</p> <p>材料の単価については、数量を纏めて付き合いのある業者に発注ができる。また、施工場所も事務所から車で約 25 分のところにあるため、倉庫等保管場所も不要であり費用を削減することができたとのこと。</p>
5	<p>【URコミュニティ本社】01－男山団地A地区ゴミ置場改修工事</p> <p>居住者が使用する施設のため、使い勝手、耐久性を重視する必要があるが、設計施工をまとめて発注しているのか。</p>	<p>設計は機構で実施し、発注している。</p>

<p>6</p>	<p>機構保有資産の販売促進等業務</p> <p>一般競争入札で発注しているが、結果 1 者入札 1 者応札となっている。1 者応札の推測される要因を見ても、随意契約で発注することが自然かと思われる。</p> <p>社会的意義は認めるものの、実態として機能していない以上、コストが過大にかかることを踏まえ、発注について検討していくべきではないか。</p> <p>参加資格要件に記載の平成 27 年度と区切ったのは何か理由があるのか。</p> <p>具体的にどのような業務内容はどのようなものか。</p>	<p>機構において随意契約ができる案件は非常に限られており、一者応札になった理由は検討しているところではあるが、競争性無しという結論までは至っておらず、随意契約での発注は難しい状況。</p> <p>直近 3 年間という基準が定められているため。</p> <p>部門間連携として、各部署で保有している資産を法人向けに情報提供し、顧客獲得を行う営業内容である。</p>
<p>7</p>	<p>平成31年度昇降機保守管理業務(その4)</p> <p>特になし。</p>	
<p>8</p>	<p>大和川左岸(三宝)地区平成31年度権利者等調整等業務</p> <p>入札参加者 2 者のうち、仮に落札業者以外の業者が調査基準価格をわずかに上回る価格で入札した場合、逆転はできたのか。</p> <p>客観的に見て事実上の随意契約ととれてしまい、懸念すべき事項とを感じる。この点について、何か議論はしたのか。</p> <p>価格評価点以外の評価点が、大きくウェイトを占めている。価格は客観性があるが、その他について客観性・透明性はどのように確保しているのか。</p> <p>評価点の定め方は何かルールがあるのか。</p>	<p>その場合でも落札は難しい。</p> <p>全社的に同様の傾向となっているため、本社にて検討し、試行錯誤を行っている。例えば、次回以降発注の際、競争参加資格の要件緩和等を検討している。</p> <p>複数名が評価を行い、客観性を確保している。</p> <p>全社的に定めたルールがある。ただ、指摘のとおり評価点の配分については、検討が必要。</p>